社労士ネット通信

第15号(平成23年5月9日)

平成23年度「農の雇用事業」募集始まる

〇農の雇用事業とは

全国農業会議所(全国新規就農センター)で実施している農業経営体に対する助成事業。 新規就業者を新たに雇用し、生産技術や経営ノウハウを習得させるOJT研修などを実施 する場合に、研修経費の一部(月額9万7千円を上限)を助成。

これまでの5回の募集で、5,838人の研修生が事業に参加。

〇平成23年度の募集の概要

助成対象期間 : 平成23年8月から最長で12か月間

募集期間: 平成23年5月9日~同年6月24日(書類必着)

対 象 者 : 平成22年11月9日~平成23年6月24日に正社員として雇用さ

れた新規就業者

正社員として雇用された新規就業者の主な要件

- ①雇用期間に定めのないこと
- ②週35時間以上勤務すること(年間平均)
- ③今回の雇用契約以前に3か月を超える雇用関係(パート、アルバイトなど)や研修受講関係がないこと
- ④過去の農業従事期間が通算して1年未満であること
- ⑤主に農畜産物の生産に関する業務に従事する者であること

〇今年度からの主な変更点

- ①経営体の要件として、これまでの労災・雇用保険に加え、法人の場合は、健康・厚生 年金保険も必須要件
- ②従業員が常時10人以上いる場合は、就業規則を定めていること
- ③管理帳簿、いわゆる法定3帳簿(出勤簿、賃金台帳、労働者名簿)を整備していること
- ④国や地方公共団体の実施する研修生の雇用を理由とした助成や奨励金を受給していないこと
- ⑤東日本大震災による被災者および障害者を雇用した場合は、優先的に採択する
- ⑥採択にあたっては、社会保険への加入、就業規則の有無、月額基本給制の採用、研修 生の年齢─などの項目により優先順位を付けていく

◆事務局便り◆

平成20年度から始まった同事業は、今年度も引き続き実施していきます。昨年度より同事業への会計検査が入り、より法令順守による事業の実施が求められている側面もあり、今年度は社会保険への加入や就業規則の制定などを新たに要件に加えています。

他産業からの就業者や新卒者を雇用していく際の就業条件は、他産業一般と大きな差異があってはなりません。これは社労士ネットでも訴えているテーマであり、農業法人等で広く活用されている「農の雇用事業」でも要件となったことは大きな変換点です。

全国農業会議所 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 2F TEL:03-6910-1126 FAX:03-3261-5131 E-MAIL: roumu@nca.or.jp 担当:佐藤(新規就農・人材対策部)